

新宮町告示第5号

令和2年第1回新宮町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年1月29日

新宮町長 長崎 武利

- 1 期 日 令和2年2月3日
2 場 所 新宮町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	西 健太郎君
大牟田直人君	高木 義輔君
北崎 和博君	横大路政之君
松井 和行君	牧野真紀子君

○応招しなかった議員

なし

令和2年 第1回(臨時)新宮町議会会議録(第1日)

令和2年2月3日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和2年2月3日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第1号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第2号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第3号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第4号議案 令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第7 第5号議案 令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第8 第6号議案 令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第9 第7号議案 令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第10 第8号議案 令和元年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第11 第9号議案 令和元年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第12 第10号議案 令和元年度新宮町一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第1号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第2号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第3号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第4号議案 令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第7 第5号議案 令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第8 第6号議案 令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について

- 日程第9 第7号議案 令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
日程第10 第8号議案 令和元年度新宮町水道事業会計補正予算について
日程第11 第9号議案 令和元年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
日程第12 第10号議案 令和元年度新宮町一般会計補正予算について

出席議員（12名）

1番	安武久美子君	2番	温水 眞君
3番	末吉富美徳君	4番	濱田 幸君
5番	上畝地白馬君	6番	西 健太郎君
7番	大牟田直人君	8番	高木 義輔君
9番	北崎 和博君	10番	横大路政之君
11番	松井 和行君	12番	牧野真紀子君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 井上 和広君 主幹 三船 史郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	長崎 武利君	副町長	吉村 隆信君
副町長	福田 猛君	教育長	宮川 優子君
総務課長	太田 達也君	政策経営課長	阿部 宏紀君
地域協働課長	笠井与志則君	都市整備課長	桐島 光昭君
上下水道課長	本田陽一郎君	産業振興課長	竹上 健君
環境課長	安河内正路君	住民課長	大原 稲子君
健康福祉課長	山口 望美君	子育て支援課長	藤木 恵介君
税務課長	高橋 忠久君	会計管理者	末永富士美君
学校教育課長	森 和也君	社会教育課長	西田 大輔君

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立、礼、おはようございます。ご着席ください。

○議長（牧野 真紀子君） ただいまから令和2年第1回新宮町議会臨時会を開会いたします。それでは配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、4番、濱田幸議員。5番、上畝地白馬議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第1号議案

日程第4. 第2号議案

日程第5. 第3号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第1号議案、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。なお、本議案から日程第5、第3号議案までの3議案は、人事院勧告に伴い、条例の一部を改正する議案であるため、一括議題とし、一括質疑の後、採決は議案ごとに行います。

それでは議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） おはようございます。それでは、第1号議案から第3号議案までを一括して提案説明をさせていただきます。各議案の説明の前に、今回の条例改正議案の要因となりました人事院勧告について少しご説明をさせていただきたいと思っております。

人事院勧告の今回の給与勧告の骨子は主に3点でございます。

1点目は民間給与との格差0.09パーセントを埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、2点目はボーナスを0.05月分引き上げ、勤勉手当に配分。3点目は住居手当の支

給対象となる家賃額の下限の引き上げ及び手当額の上限の引き上げということの3点でございます。

それでは第1号議案、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

提案理由といたしまして令和元年8月の人事院勧告を受けて、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が同年11月22日に施行されたことに伴い、議会議員の期末手当の期別支給割合を改めるため、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

第1号議案の1ページをお願いいたします。本議案の議会議員の期末手当の改正は、人事院勧告を受け、国会議員等特別職の期末手当の引き上げに準拠したものでございます。改正内容につきましては、第1条は令和元年度分、第2条は令和2年度以降分について改正をするものでございます。このことは、附則第1条第1項及び第2項に規定をさせていただいております。附則第2条は令和元年度の期末手当は既に支給済みとなっているため、その部分は内払であることを規定したものでございます。

3ページをお願いいたします。内容につきましては参考資料2で説明をさせていただきます。今回の改正による期末手当支給割合の年度別推移でございます。現行の期末手当は6月期、12月期ともに1.675月で合計3.35月となっております。これを令和元年度は12月期を0.05月引き上げ、1.725月とし、合計を3.4月とするものでございます。令和2年度以降につきましては、年間支給割合合計は3.4月で、6月期、12月期、同率の1.7月とするものでございます。

2ページにつきましては新旧対照表をつけておりますのでご参照をお願いいたします。

続きまして、第2号議案でございます。

町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、令和元年8月の人事院勧告を受けて、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が同年11月22日に施行されたことに伴い、町長等の期末手当の期別支給割合を改めるため、町長等の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本議案につきましても、第1号議案と同様、人事院勧告を受け、国務大臣などの特別職国家公務員の特別給の引き上げに準拠し、町長等の期末手当の期別支給割合を改正するものでございます。

1ページに改正条例改め文のほうです。2ページに新旧対照表、3ページに参考資料となっております。

おります。内容につきましては、第1号議案と同様の改正という形になりますので、説明は省略をさせていただきます。

最後に、第3号議案でございます。

新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。提案理由といたしまして、令和元年8月の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が同年11月22日に施行されたことに伴い、地方公務員法第14条の規定による情勢適応の原則に基づき、本町職員の給与について同様の措置を講ずるため、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。改正内容につきましては、第1条は令和元年度分の勤勉手当と給料表、第2条は令和2年4月1日からの住居手当と勤勉手当の改正を行うという内容のものでございます。第1条の第22条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の12月期分の勤勉手当の支給割合の変更、別表第1の改正につきましては一般職給料表の改正で、3ページから6ページまでの給料表の改正を行うものでございます。

なお、第1条につきましては、平成31年4月1日に遡り適用することを附則第1条第2項で規定しております。改正の第2条は第1条と施行期日が異なりますため、第1条改正後にさらに改正を加える、いわゆる2段階式とさせていただきます。

第2条の中の、第12条第1項、同条第2項、並びに同項第1号及び同項第2号の改正につきましては、住居手当を記載のとおり改正をするものでございます。第22条第2項第1号の改正につきましては、令和2年度以降の再任用職員以外の職員の勤勉手当の改正でございます。

附則のほうでございます。附則第1条第1項のほうで、公布の日から施行することと、第2条及び附則第3条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行することとしておるところでございます。

附則第1条第2項は先ほどご説明いたしました第1条に関する遡及適用でございます。1ページから2ページにまたがります附則の第2条につきましては、改正前に支給された給与は内払とみなす規定となっております。

附則第3条は、住居手当に関する経過措置の規定でございます。令和2年度で2分の1、令和3年度で4分の1の減額の緩和を設けた規定でございます。

附則第4条は、必要な事項を規則に委任するという規定でございます。

7ページから17ページまでに新旧対照表、18ページのほうには職員の期末勤勉手当支給割合を参考資料としてつけさせていただいておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） すみません、質疑に入る前にご訂正をお願いいたします。

皆様のお手元の前に、令和2年第1回新宮町議会臨時議会日程表がお配りされております。その中で、日程第3、第1号議案とありますが、これは第3号議案。日程第4、第2号議案と書いてありますのが第1号議案。日程第5、第3号議案として書いてありますものが、第2号議案ということで、後ほど、日程表を差し替えさせていただきますので、ご訂正のほどよろしく願いいたします。申し訳ございません。

それでは、質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

まず、第1号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第4号議案

日程第7. 第5号議案

日程第8. 第6号議案

日程第9. 第7号議案

日程第10. 第8号議案

日程第11. 第9号議案

日程第12. 第10号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第6、第4号議案、令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第11、第9号議案までの6議案は、主に人事院勧告に伴う補正予算の議案であるため、一括議題とし、一括質疑の後、採決は議案ごとに行います。

それでは、議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 第4号議案から第9号議案まで、令和元年度新宮町補正予算につきましてご説明をいたします。

今回の補正予算は、主に人事院勧告に伴う人件費に等に関するもので、人件費に関しましては、人事院勧告に伴う給与条例等の改正によるものでございます。

それでは、配布しております令和元年度新宮町補正予算の一覧表をお願いいたします。

特別会計4会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、一般会計を提出しております。

それでは議案ごとに説明をいたします。

第4号議案、新宮町渡船事業特別会計につきましては、補正額25万3,000円を追加し、1億7,790万9,000円とするものです。歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費等のみで、前年度繰越金で収支調整をしております。

第5号議案、新宮町国民健康保険特別会計は、補正額11万9,000円を追加し、25億673万1,000円とするものです。歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費等のみで、一般会計繰入金、職員給与等繰入金を充当するものでございます。

第6号議案、新宮町後期高齢者医療特別会計は、補正額4万4,000円を追加し、3億3,629万4,000円とするものです。歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費等のみで、前年度繰越金で収支調整をしております。

第7号議案、新宮町相島診療所事業特別会計は、補正額2万1,000円を追加し、3,997万5,000円とするものです。歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費等のみで、前年度繰越金で収支調整をしております。

第8号議案、新宮町水道事業会計は、収益的支出について、補正額53万5,000円を追加し、7億20万9,000円とするもので、人事院勧告及び被扶養者の異動に伴い児童手当を増額するもので、一般会計からの児童手当補助金を充当するものでございます。

第9号議案、公共下水道事業会計は、収益的支出について、補正額12万1,000円を追加し、9億520万円とするもので、人事院勧告に伴う人件費等のみでございます。

なお、各議案の給与費明細に改定の状況を記載しておりますのでご参照ください。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

まず、第4号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第10号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第12、第10号議案、令和元年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 第10号議案、令和元年度新宮町一般会計補正予算についてご説明いたします。

今回、一般会計の補正予算は人事院勧告に伴うもの、他会計の一般会計からの繰出金、中学校の部活動補助金、漁港災害復旧事業及びふるさと納税事業に関するものでございます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正は第1条に記載のとおりでございます。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億8,163万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ146億4,029万8,000円とするものでございます。

人件費に関しましては人事院勧告に伴うものでございます。その他の歳出につきましては、10ページ、11ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費7節賃金55万4,000円、13節ふるさと納税事業委託料4億6,

983万1,000円。14節ポータルサイト使用料8,733万2,000円は、ふるさと寄附の収入見込額を勘案して計上するものでございます。

14、15ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費、28節国民健康保険特別会計繰出金11万9,000円は、一般会計から当該特別会計に繰り出すものでございます。

20、21ページをお願いします。10款3項2目新宮中学校管理費、19節部活動補助金74万9,000円は、地区大会以上の大会に出場する部が多かったために増額するものでございます。

24、25ページをお願いします。11款1項2目13節漁港災害復旧工事支援業務委託料338万8,000円は、相島沖防波堤災害復旧工事の支援業務を委託するもので、15節漁港災害復旧工事費を減額し、組み替えるものでございます。

13款2項1目児童手当負担金12万円は、水道事業へ児童手当負担金を増額するものです。

13款3項4目ふるさと応援基金費、25節基金積立金4億2,000万円は、今回の補正予算におけるふるさと寄附の収入見込みを勘案して計上するものです。

戻りまして8ページ、9ページをお願いいたします。歳入につきましては、17款1項1目1節ふるさと寄附金12億円を計上し、18款2項2目1節財政調整基金繰入金で収支調整をしております。なお、26ページから給与費明細書に改定の状況を記載しておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 今回は人事院勧告によるものが多いものですので、今回は歳入歳出全般にわたって審議したいと思います。

それでは、質疑を許可いたします。

はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 21ページの部活動補助金の増額の件で質問します。多分、今補正が出てくるということで、新人戦での結果だと思うんですけども、どういう部活がどういういい結果があったのかっていう、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、お答えさせていただきます。議員がおっしゃったように、新人戦の大会が主な内容になります。県大会に出場したクラブが野球部、サッカー部、水泳部、男子テニス部、女子バスケットボール部、女子バレーボール部、そちらが新人戦において県大会まで出場したクラブになります。そういったものの出場費に関して、今回補正をお願いしている状況でございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは、質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第10号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第10号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これもちまして全日程を終了し、令和2年第1回新宮町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前9時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年2月10日

議 長 牧野 真紀子

署名議員（4番） 濱田 幸

署名議員（5番） 上畝地 白馬